

(公財) 茨城県開発公社 入札説明書 (電子入札)

(公財) 茨城県開発公社発注の坂東山地区 雨水管布設工事 (その 9) に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 8 年 8 月 1 0 日

2 担当課

〒 3 1 0 - 0 8 5 2 水戸市笠原町 9 7 8 - 2 5

(公財) 茨城県開発公社

担当 総 務 課 赤津 義和・加藤 永理奈 電話 029-301-7000
新産業用地整備室 木村 祐貴・亀山 久志 電話 029-301-7009

3 入札対象工事

(1) 工事名 第 7 6 - 5 4 号

坂東山地区

雨水管布設工事 (その 9)

(2) 工事場所 坂東市 さしま台 地内

(3) 工事概要 雨水管布設工事 L=150m

雨水管布設工 (φ 2600) L=147m

雨水管布設工 (φ 800) (取付管) L=7m

マンホール工 N=2 箇所

污水管布設工 (φ 200 ~ φ 300) L=298m

水道管布設工 (φ 150) L=329m

(4) 工期 令和 9 年 3 月 3 0 日

(5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 1 2 年法律第 1 0 4 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(6) この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(7) この工事は、競争参加資格確認申請書 (添付資料を含む)、入札書 (工事費内訳書を含む) の提出などについて、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

4 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。

(2) 構成員数は 2 者とする。

(3) 構成員の出資比率の下限は 3 0 % 以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

- (4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
- ア 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - イ 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成7年茨城県告示第473号)に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(以下「再生会社」という。)でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。)
 - エ 競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - オ 対象工事に係る設計業務等の受注者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - カ 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - キ 土木一式工事について、契約締結日から1年7ヶ月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。
 - ク その他の資格要件
 - 配置予定の主任(監理)技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加資格を認めないこと、入札無効とすること及び契約解除を行うこと。
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
- ア 土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けがS等級の者であり、かつ総合点数が1,200点以上の者であること。ただし、境工事事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)がある者に限っては、格付けがS等級の者であること。
 - イ 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。
 - ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請にあたっては、健康保険被保険者証その他3ヶ月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
 - ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における経營業務の管理責任者でないこと。

- ⑥ 現在他工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に配置でき、かつ、本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数（3人まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- （7）代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。
 - ア 土木一式工事について、令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級の者、又はA等級かつ総合点数が1,000点以上の者であること。
 - イ 境工事事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
 - ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任又は監理技術者になり得る者であること。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3ヶ月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請にあたっては、健康保険被保険者証その他3ヶ月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
 - ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における経營業務の管理責任者でないこと。
 - ⑥ 現在他工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
 - ⑦ 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数（3人まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- （8）各構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員となることができない。
- （9）公告日現在、坂東山地区において、（公財）茨城県開発公社が発注した土木一式工事を施工中の建設業者（特定建設工事共同企業体の構成員を含む。）は、入札に参加することができない。

5 設計業務の受託者等

- （1）4（4）オの「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - （株）ミカミ
- （2）4（4）オの「受託者と資本若しくは人事面において関連ある者」とは、次に該当する者である。
 - ア 上記5（1）の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が上記５（１）の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 設計図書

（１）設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

- ・ 入札情報サービス

URL : <https://www.dc-ibaraki.or.jp/nyusatsu/index.html>

（２）設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子入札システムにより行うこと。回答及び閲覧は、電子入札システムにより行う。

- ・ 質疑受付時間

令和８年８月１０日（月）から令和８年９月１日（火）（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

いずれも９時００分から１７時００分まで（１２時から１３時までを除く。）

- ・ 提出先 ２の担当課に同じ。

- ・ 回答閲覧期間

令和８年８月１０日（月）から令和８年９月９日（水）（休日を除く。）

いずれも９時００分から１７時００分まで（１２時から１３時までを除く。）

7 競争参加資格の確認等

（１）申請書等の提出

この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、を電子入札システムにより提出しなければならない。この際、電子入札システムに企業体名で入力すること。

ア 電子入札システムによる申請書等の受付日時・提出先

- ・ 令和８年８月２８日（金）から令和８年９月１日（火）１７時必着（休日を除く。）

いずれも９時００分から１７時００分まで（１２時から１３時までを除く。）

ただし、資料の容量が２メガバイトを超える場合には、上記期日の間に郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、この場合においては、①郵送する旨の表示、②郵送する書類の目録、③郵送する書類のページ数、④発送年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書添付して電子入札システムにより提出すること。

- ・ 電子ファイルの作成基準は、（公財）茨城県開発公社電子入札運用基準の規定に基づくこと。

- ・ 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。（イにおいて同じ。）

- ・ 提出先 ２の担当課に同じ。

イ 郵送による申請書等の受付日時・提出先

- ・ 申請書及び資料の全部について、郵送（書留郵便に限る。）する場合には、あらかじめ２の担当課の承諾を得ること。

- ・ 受領期限は、令和８年８月２８日（金）から令和８年９月１日（火）１７時必着

(休日を除く。)

- ・ 提出先 2の担当課に同じ。

ウ 郵送による場合の申請書は、競争参加資格確認申請書により作成すること。

エ 競争参加資格の裏付け資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・ 入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績が確認できる資料（工事实績情報システム（CORINS）に登録された当該工事の登録内容確認書（竣工時のものに限る）等）
- ・ 配置予定技術者の施工経験が確認できる資料（工事实績情報システム（CORINS）に登録された当該工事の登録内容確認書（竣工時のものに限る）等）

オ 申請書及び資料等の作成説明会は実施しない。

- (2) (1)のほか、下記ウに掲げる書類を郵送（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。なお、(1)に掲げる書類を郵送する場合には、ウに掲げる書類に同封して提出すること。

ア 受付日時

令和8年8月28日（金）から令和8年9月1日（火）17時必着（休日を除く。）

イ 提出先 2の担当課に同じ。

ウ 提出書類

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用及び特定建設工事共同企業体協定書）各3部
- ② 配置予定技術者の資格者証（資格認定証明書、監理技術者資格証、監理技術者講習修了証）等各構成員1部
- ③ 雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等）等、各構成員1部
- ④ 返信用封筒1通（①に掲げる書類各2部を返送するのに必要な切手を貼付すること。）電子入札システムにより入札に参加しようとする者は、次の書類も提出すること。
- ⑤ 代表構成員以外の全ての構成員が（公財）茨城県開発公社電子入札システムの利用者登録をした代表構成員の代表者又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状1通

- (3) 申請書及び資料等のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料等について、説明を求めることがある。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（休日を除く。）に回答する。
- (5) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(4)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に総務課に書面により行わなければならない。
- (6) この工事の入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。受領期限までに申請書及び資料等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。
- (7) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した者を配置できないときは

本競争入札に参加できない。

- (8) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止措置を受けることとなった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。

再結成に伴う申請は次のとおりとする。

ア 申請期限

令和8年9月3日（木）まで（休日を除く。）

イ 提出場所

（公財）茨城県開発公社 総務課（緊急を要するため持参のこと。）

ウ 提出書類

- ・ 特定建設工事共同企業体解散届
- ・ 特定建設工事共同企業体協定書
- ・ 競争参加資格地位承継申請書
- ・ （2）ウに掲げる書類

8 現場説明会 実施しない

9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月10日（木）午前10時00分

- (2) 場所 （公財）茨城県開発公社 7階打ち合わせ室

電子入札のため、入札参加者の立会いは行わない。なお、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。落札者となるべき者が2人以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

10 予定価格

435,446,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 入札手続等

この工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものは、この工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ（公財）茨城県開発公社電子入札システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子入札システム

URL：<https://www.dc-ibaraki.or.jp/nyusatsu/index.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当課において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。なお、電子入札システムによりがたい場合には、2の担当課に承諾願いを提出することによりその承諾を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出することとし、持参、電報又はファックスによる入札は認めない。

ただし、2の担当課の承諾を得た場合には、郵送（書留郵便に限る。）することができる。

ア 電子入札システムによる入札書の受付日時

- ・令和8年9月7日（月）9時から令和8年9月9日（水）17時必着（休日を除く。）

いずれも9時00分から17時00分まで（12時から13時までを除く。）

受付日時の間に2の担当課において使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額その他の所定の情報が記録されない入札書は、受理しない。

イ 郵便による入札の受領期限及び提出先

- ・受領期限 令和8年9月7日（月）9時から令和8年9月9日（水）17時必着（休日を除く。）
 - ・提出先 2の担当課に同じ。
- 期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

ウ 提出書類

- ・ **入札書**（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号
- ・ **工事費内訳書**（金抜き設計書の本工事費内訳書の様式に準じ作成するもの）
- ・ **最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書**（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の12））の写し（全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）
総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施工規則別記様式第25号の10））の写し
なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であつて最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていない者にあつては、経営事項審査完了票の写しとし、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求しない者であつて最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていないものにあつては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しとする。

エ 郵便による入札の提出方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・ 中封筒は、入札書を入れて封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の商号又は名称を表記すること。
- ・ 表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書及び経営事項審査を受審したことを証する書面（最新のもの）の写しに加え、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きすること。

オ くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」を記載して提出すること。なお、くじ番号の記載が無い場合は、入札執行官が任意の3桁の数字を入力するものとする。

（2）入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67条）、私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。

- (3) 入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1 回とする。
- (8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。
入札を辞退するときは、11（1）アの入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出すること。2 の担当課の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものと見なす。

1.2 入札保証金 免除する。

1.3 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、金抜き設計書の本工事費内訳書の様式に準じたものとする
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

1.4 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.5 調査基準価格

設定する。

1.6 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年規則第 69 号）様式第 2

号)により、契約書を作成するものとする。

1.7 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、4割以内で計算した金額以内の前払金を請求できる。また、低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者との契約については、請負工事代金の金額に関わらず、前払金の割合を請負工事代金の2割以内とする。なお、中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

1.8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 入札について不正の行為があった場合
- イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- ウ 紙入札の場合で、記名押印のない場合
- エ 指定の日時までに到達しない場合
- オ 入札書を2通以上提出した場合
- カ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
- キ 委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- ク 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札執行（開札）日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(6) (1)から(5)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合
- イ 2の担当課の承認を得ず又は指示によらずに紙入札をした場合
- ウ 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- エ 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

1 9 入札の執行の中断、延期、取り止め等

- ・ 入札参加者が1者のとき、緊急を要する等やむを得ない場合を除き、この入札の執行を取りやめる。
- ・ 電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取りやめる場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

2 0 落札者の決定方法

(1) 次の各要件に該当する者のうち入札価格が最低の者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、低入札価格調査制度実施運営要領（以下「低入札要領」という）第6条第6項に規定する判断基準のうち数値的判断基準に該当しない者に対し、低入札要領第6条第1項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、下記の期日までに提出すること。なお、低入札価格調査辞退届出を提出した場合には、当該入札を無効とする。

受領期限 令和8年9月11日（金）から令和8年9月15日（火）
17時必着（休日を除く。）

- ・ 提出先 1の担当課に同じ。

期限を過ぎて到達した各調査票は、受理しない。

提出された調査票に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とししない。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、入札書と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじにより落札者を決定する。

落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、ただちに「くじ引き」の手続きを行うので、連絡担当者は当日連絡を受けられる体制を整えておくこと。

(3) 入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより連絡する。

(4) （公財）茨城県開発公社の低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回った入札を行った者は、調査に協力しなければならない。調査に協力しない場合、失格とする。

2 1 火災保険付保の要否

否

2 2 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2 3 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

4（4）イに掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については、会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画

の認可決定が確定した者に限る。)も7により申請書及び資料等を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行(開札)日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

2.4 その他

- (1) この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任(監理)技術者重複申請書を提出すること。また、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2の担当課に電話による連絡をし、押印済みの取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。
- (2) 落札者は、落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。病休、死亡、退職等極めて特別な場合の他は技術者の交替は認められない。なお、やむを得ず技術者を変更する場合は、4(5)又は(6)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (3) 資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (5) 電子ファイルの作成基準や紙入札での参加の基準その他電子入札システムによる入札手続については、(公財)茨城県開発公社建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
・電子入札運用基準 URL : <http://www.dc-ibaraki.or.jp/nyusatsu/doc/kijun/kijun1.pdf>
- (6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
- (7) (公財)茨城県開発公社低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約書(茨城県建設工事執行規則様式第2号)第10条第4項の規定に関わらず、現場代理人と主任(監理)技術者はこれを兼ねることができないものとする。さらに、(公財)茨城県開発公社発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任(監理)技術者とは別に、同等の資格(施工経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
 - ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業。
 - ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。

- ④ 自ら起因して工期を大幅に遅延させた企業。
- (8) 当該工事の落札者（特定建設工事共同企業体の構成員を含む。）は、この工事が完了するまで、坂東山地区において（公財）茨城県開発公社が発注する土木一式工事の入札には参加することはできない。